

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		那覇市		
名 称：	那覇市立壺屋こども園	種 別：	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：	那覇市長： 知念 覚	定員（利用人数） （利用室数）：	60（27）名	
施設長氏名：	園 長：仲盛 夫美子		（2）室	
所 在 地：	〒900-0013 沖縄県那覇市牧志3-14-12		電話番号： 098-863-4070	
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ：	
職員数	常勤：（4）名、 非常勤：（7）名、 計：（11）名			
専門職員の人数	保育教諭	（ 9 ）名	保育士	（ 1 ）名
	特別支援教諭	（ 1 ）名	小学校教員免許	（ 2 ）名
	調理師	（ ）名		（ ）名

職員の状況に関する事項

	園長	教頭	主幹保育教諭	保育教諭	特別支援 担当教諭	事務職員
常勤	1名	1名	名	2名	0名	名
非常勤	0名	0名	名	5名	1名	名
	調理員	栄養士	嘱託医	薬剤師	用務員	計
常勤	名	名	0名	0名	0名	4名
非常勤	名	名	(2)名	(1)名	1名	7名
施設・設備の概要	・ 絵本の部屋、 ・ 遊戯室 ・ 園庭					

③ 理念・基本方針

教育・保育理念

「一人一人が安心感の中、遊びを中心とした生活を営み、主体的に活動することを通して、生きる力の基礎を育む」

基本方針

- ・本園は、こどもの視点に立ち「こどもの最善の利益」を第一に考え、次世代を担うこどもが心豊かにたくましく「生きる力」を身につけることができるような教育保育を提供します。
- ・本園は、こどもの最善の利益を考慮し、園児が安心・安全に通える園、保護者が安心して預けられる園をめざし、家庭や地域との協力・連携を推進します。
- ・全職員がこどものために教育保育の質の向上をめざし、積極的に研修会に参加する等、自己研鑽に努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

- ・新型コロナウイルス感染症における園内感染防止対策
(パーテーションを用いた個別給食、外部者との接触減、行事等観客の人数調整と開催方法の工夫、園児・職員の健康観察)

【食事】

- ・那覇市西給食センター搬入による安心・安全な給食・おやつの提供
(アレルギー対応食の提供を含む)

【地域との交流】

- ・地域民生員による夏野菜植え交流、勤労感謝集会(ありがとう集会)での交流、小学校PTA会長との運動保育参観における交流演技
- ・壺屋焼き講師を招いての「面シーサー、コースター作り」
- ・ほしぞら公民館、壺屋焼き物博物館の利用(地域資源の活用)

【施設の公開・見学】

- ・随時見学可能(感染症対策や行事等により、事前連絡における調整要)

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年6月27日(契約)～1月17日(職員報告会)	
	訪問調査	12月12日～13日
	評価結果確定日	2023年1月21日
受審回数	1回目	
前回の受審年度	()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもと地域との交流及び子育て支援のための取組を行っている。

地域や家庭との連携及び子育て支援を全体的な計画に位置付け、地域との関わり方の基本的な考え方が「地域との連携計画」に明示されている。伝統工芸の壺屋焼の講師を招き、壺屋焼の土を使って「面シーサー、コースター作り」を実施し、焼きあがった作品は壺屋焼物博物館に展示している。園児が壺屋陶器まつりやつぼやっこまつりに職員と一緒に参加している。壺屋自治会や民生委員などから野菜や花の苗の寄贈があり、民生委員等が園児を手伝い一緒に土づくりや苗を植え、栽培のアドバイスを受けている。「ありがとう集会」を開催し、民生委員や小学校のPTCA会長、読み聞かせボランティア等も招待して交流し、民生委員等とムービー作りにも取り組んでいる。地域子育て支援として、地域の未就学児童への園庭開放及び交流、樋川子育て支援センター「てい〜ら」による出前支援を開催している。保護者等への支援として安全マップや近隣の医療機関、子どもかけこみ110番、市の子育て応援ガイド等、子育て支援センター等の便りの資料が掲示されている。「入園のしおり」には、年間行事以外に子育てに関する悩みを相談できることも記載し、子育て相談や保育参観、個人面談等で保護者支援に取り組んでいる。

関連項目：23、24、25、27、63、64

2. 一人ひとりの子どもを受容し、子どもが主体的に活動できる環境を整備して生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

入園面談で、集団経験の有無や基本的生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム等を把握し、学級経営案を作成している。入園や進級時に、新しい環境や人間関係の中で、保育教諭は一人ひとりの発達を理解し、園児が好きな遊びを見つけている。保育教諭と一緒に簡単なゲーム等を遊ぶ中で、園児一人ひとりの良さを言葉で伝え、信頼関係を築き自信につなげている。帰りの会等で、言葉で気持ちを伝える事の大切さを繰り返し伝え、自分の気持ちを表現できるよう支援している。認められる経験を通して自己発揮できるように支援している。花壇の花がなくなったことに気づいて「虫さん来なくなっちゃう」と寂しそうな表情をしている園児に、「次はどんなお花を植えようか」を声掛けすると「そうだね。そしたらまた虫が来るね」の会話がおり、園児のつぶやきや思いついた事に共感しながら園児が表現しようとすることをよみとるなどの教育・保育を行っている。

関連項目：49、51

3. 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

利用者満足の把握については、日々の教育・保育の中で、「子どもが挑戦していた竹馬やフープ遊びができた」時の喜びの様子や帰りの会等で楽しかった事の発表を通して子どもの満足を把握している。保護者には毎年、学校評価に伴う保護者アンケートが実施されている。アンケートに寄せられた「地域の人々の裏門からの出入りが気になる」や「子どもの荷物が多過ぎるので園での保管を」等の意見や要望に対しても、園長を中心に職員と協議して検討し、回答は保護者に報告されている。今回の第三者評価の保護者アンケートでは、全ての調査項目において、93.8%の高い満足度が得られている。

関連項目：33

◇改善を求められる点

1. 理念や基本方針は、保護者等への周知、及び説明が望まれる。

理念や基本方針が作成され、こども園の実施する保育内容や目指す方向を示す内容となっている。基本方針は「子どもの最善の利益」を第一に生きる力を育む教育保育の提供と家庭や地域との連携、職員の自己研鑽等を明示して理念との整合性が図られ、職員の行動規範となる具体的な内容となっており、職員会議で職員に周知されている。

理念や基本方針は全体的な計画や教育保育計画、中・長期計画等に記載するとともに、ホームページやパンフレット、入園のしおり等にも掲載し、わかりやすく説明した資料を作成するとともに、保護者等に理念や基本方針の周知について取り組むことが望まれる。

関連項目：1

2. 中・長期事業計画の策定及び中・長期事業計画を踏まえた単年度の計画の策定が望まれる。

認定こども園の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組み示すものとして「中・長期の事業計画」の策定が求められております。内容としては教育・保育の内容、施設の整備や備品購入、人材の確保や地域子育て支援等を達成するための具体的な中・長期計画を策定し、さらに、中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画の策定が望まれる。

関連項目：4、5

3. 教育・保育計画の各種事業計画について、PDCAサイクルに基づく実績報告の作成が望まれる。

単年度の教育保育計画は、学校評価計画や延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画、保健計画、食育計画、安全年間計画等が策定されている。学校評価は、職員の自己評価と保護者アンケートの実施を12月、学校関係者評価は2月に実施する等、評価と公表の時期を定めて実施されている。教育保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を把握し、行事や安全計画等はその都度、反省・評価を行い、研修は報告書が作成されている。

単年度の教育保育計画としてのPDCAサイクルに基づく実績報告の作成が望まれる。

関連項目：6、8

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受診させていただき、現時点での園運営、施設等について、全職員による評価及び利用者の立場としての世帯（保護者）評価を集計、分析、結果からのご助言等を頂きました。

第三者評価の皆様の多角的な視点からのご指摘、ご指導により本園職員のみでは見落としてしまうような改善点等に気付かせていただき、また、利用者の皆様のお立場から、お感じになられている率直なご意見、ご感想を知ることができました。現時点より、より良くするよう、現在も、改善進行中です。

今回、特に、各種マニュアルや中・長期事業計画の整備、PDCAサイクルに基づく実績報告書の作成等の書面整備に関するご指導が多くございましたので、そちらの方から取り組んでまいります。また、子どもの権利擁護に対する取り組みの徹底と致しまして「人権擁護のためのチェックリスト」を活用するなど、全職員で人権擁護に関する意識の向上に努めます。

今回、受診させて頂いた事により、気付かせていただいた点を改善し、より良い園運営に活かしてまいります。職員一同、感謝しております。ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果

項 目			評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
着 眼 点	1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
		7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		<p>理念は「一人一人が安心感の中、遊びを中心とした生活を営み、主体的に活動することを通して、生きる力の基礎を育む」とし、こども園の実施する保育内容や使命や目指す方向を読み取ることができる。基本方針は「こどもの最善の利益」を第一に、生きる力を育む教育保育の提供と家庭や地域との連携、職員の自己研鑽等を明示して理念との整合性が図られ、職員の行動規範となる具体的な内容になっている。理念や基本方針は、職員会議で職員に周知されている。</p> <p>理念や基本方針は全体的な計画、教育保育計画や中・長期計画に記載するとともに、ホームページやパンフレット、入園のしおり等へ掲載し、わかりやすく説明した資料を作成して保護者等への周知、及び保護者会等で説明し、理念や基本方針の周知状況についての継続的な取組が望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着 眼 点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
		4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>園長は、こども園園長連絡会へ参加し、児童福祉法等について把握するとともに、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握している。学校評議員や民生委員・児童委員、ボランティア等から地域の情報を得ている。地域は「壺屋焼き物」発祥の地で、世代間の繋がりや高齢者が散歩がてら園児や職員に声かけをするなど園と地域との関係が密接である。緑の多い園庭は近隣の高齢者や未就園の子どもと保護者も立ち寄れる場所として憩いの空間になっている。周辺はホテルや店舗等が多い商業地域で、入園児の減少傾向が続いていることを把握している。</p> <p>社会福祉事業全体の動向について具体的に把握し、定期的に教育・保育のコスト分析やこども園利用率等の分析が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>経営課題として園長は、消防通報システムの整備と照明機器の取り換え、小便器の水漏れ対策、園庭の熱中症対策、庭の大木のアカギの立ち枯れ対策を課題とした5年間の実施計画を策定し、教頭と情報共有して職員会議で周知している。今年度は、小便器1基を取り換え、さらに予算を確保して園庭にネットを設置し、立ち枯れのアカギの木を伐採している。</p> <p>組織体制や職員体制、人材育成等の現状分析に基づく具体的な課題解決に向けた更なる取組が望まれる。</p>	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
着眼点		1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
		2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>認定こども園として、施設整備や備品購入、人材の確保や地域子育て支援等の中・長期計画の策定が望まれる。</p> <p>園独自の中・長期計画が策定されていないためC評価となる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
着眼点		1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
		2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
		3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
		4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>認定こども園としての中・長期事業計画を策定した後、単年度の事業計画の策定に当たっては、中・長期事業計画の中から、当年度で実施すべき事業を組み入れて策定することが望まれる。</p> <p>中・長期計画が策定されていないため評価基準によりC評価となる。</p>	

項 目			評価 結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
着 眼 点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>全体的な計画に基づいて単年度事業計画としての教育保育計画(学校評価計画、延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画、安全年間計画等)が、職員会議等において職員参画のもとで策定されている。策定された教育保育計画の冊子は各担任に配り、フリー保育教諭や休憩代替用に職員室に備えて周知されている。学校評価計画は、職員の自己評価と保護者アンケートを12月、学校関係者評価は2月など、評価と公表の時期を定めて実施されている。教育保育計画の実施状況は週案会議や職員会議で進捗状況を把握し、行事や安全計画等はその都度、反省評価を行っている。教育保育計画の見直しは1月に各担当で検討して2月に案を作成し、3月の職員会議で協議して決定している。外部研修については報告書が作成されている。</p> <p>教育保育計画の各事業計画について実績報告の作成が望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
着 眼 点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>入園説明会において、入園のしおりに基づき、アレルギー対応や特別支援教育、一時預かり保育、延長保育、避難訓練、行事等の説明を行っている。保護者会では年間の行事について説明している。毎月の園だよりには、こども園の目標や指導のねらい等を記載して保護者の参加を促すために配布している。</p> <p>事業計画の保護者等への周知については、作成済の行事計画に職員会議や研修等を追記し、さらに、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料等を作成して保護者の理解を促す工夫が望まれる。</p> <p>行事計画に園行事のみが記載されているため評価基準によりC評価となる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
着眼点		1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、学校評価（教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート）を毎年実施している。組織的に評価（C：Check）を行う体制として、教育保育計画の策定及び実施、評価結果の集計・考察、全職員による改善策の検討、評価結果の公表について、それぞれに時期を定め、体制が整備されている。年1回、園としての自己評価を実施し、園長と教頭で評価結果を分析・考察し、要望や課題等が職員会議で情報共有されている。今年度は第三者評価も受審している。</p> <p>PDCAサイクルに基づく教育・保育の質の向上に関する取組として、教育保育計画の各事業計画について実績報告の作成が望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>園の自己評価結果に基づいて本年度の教育保育計画の重点目標として「基本的な生活習慣や態度の育成」と「コロナ禍における家庭との連携、園内活動の情報発信の工夫」、「園児の安全面での活動の見通しを持ったきめ細やかな保育計画の充実」が文書化され、職員間で共有されている。課題に対する取組として、生活リズムを整えるための生活チェックを実施し、園だよりに「早寝・早起き・朝ごはん」を掲載している。子育て支援として「こそだてはっぴーしゅあ」を作成し玄関に掲示して情報を発信している。週案会議等で園児の安全面の見直しを行っている。</p> <p>取り組むべき課題について改善計画を作成し、改善策の実施状況の評価を行い、必要に応じた見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着 眼 点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。保護者に対しては入園のしおりに教育保育目標や教育・保育方針を掲載し、毎月、園だよりを発行して挨拶を掲載するとともに、入園や進級時、行事等における挨拶を通して周知している。自らの役割と責任については、運営規程に「園務をつかさどり、所属職員を監督する」ことが明記され、職員会議で説明する教育保育計画には、園務分掌の基本方針を記載し、項目毎に業務内容の担当者を配置して全職員で分担している。園務分掌には教頭が園長を補佐することが明示されている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着 眼 点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		法令遵守については、那覇市の契約規則に基づく指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。那覇市職員サービス規程には、セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、妊娠出産育児又は介護に関するハラスメントの禁止が明記されている。園長は、園長連絡会に参加するとともに公務員倫理や体罰禁止、児童福祉法等の研修を受講しており、園内で「体罰禁止とその対応について」の伝達研修を実施している。SDGsに関するオンライン研修を受講し、園庭の枯葉を園児とともに集めて堆肥化する活動に取り組んでいる。労働基準法の改正による、管理者に執行の義務化が課された年休5日実施についても取得を促している。ハラスメントの禁止について、職員に周知するための研修等の実施が望まれる。	

項 目			評価 結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	<input type="radio"/>	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	<input type="radio"/>	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	<input type="radio"/>	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/>	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント		<p>教育・保育の質の現状については毎年、教育保育計画を見直し、学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを実施して集計・分析を行っている。園長は、自己評価の分析結果から基本的な生活習慣の確立を課題として把握し、早く登園できた子がシールを貼る「早起きの木」での意欲喚起や「早寝・早起き・朝ご飯」の生活チェックを全ての園児に実施している。コロナ禍において子どもたちの体力低下がみられることから、園において「戸外で思い切り体を動かす」遊びの充実を図り、家庭でも「食べて、動いて、よく寝よう」のテーマで連携し、保護者に対してスマホ等の望ましい使い方について情報を提供している。職員の提案で、保護者の困りごとや子育て支援を図るため手作りの情報誌「こそだてはっぴーしえあ」を作成し玄関に掲示している。職員間の保育参観を実施して職員の資質向上に努め、課題研究等の園内研修、虐待防止や食物アレルギー、特別支援教育等の園外研修に取り組んでいる。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	<input type="radio"/>	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	<input type="radio"/>	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	<input type="radio"/>	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント		<p>園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所・週休代替のフリー保育教諭2名、特別支援教育担当教諭1名、園務補助員1名を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。今年度は、小便器の水漏れ対策で1基の便器交換を行い、立ち枯れが進行した園庭のアカギの大木を主管課と調整し予算を確保して伐採している。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議を意思決定の場としている。市として延長保育料の徴収や園児の登降園管理、保護者への緊急連絡や園だより等の配信アプリ「さくらdays」を導入して事務作業の軽減に繋がっている。</p>	

項 目			評価結果
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画に基づいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌に掲載する等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。園務補助員の採用については、友人・知人等を介して園で人材を確保している。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針に基づき「めざす保育教諭像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談を行い、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。国の制度改革により会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られている。 公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/>	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/>	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/>	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/>	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input checked="" type="radio"/>	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/>	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント		<p>労務管理に関する責任者は園長で、出退勤の確認は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはシステム管理され、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施し市の保健師による全職員対象に巡回相談が実施され、園長と教頭による年2回の面談時には職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度に加入し、年1回は職員に健康診断を受けさせ、希望者に対しては人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は常に心身の健康に気遣いの言葉をかけ有給休暇等が取得しやすい園運営を進めている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与や時間外手当も支給されている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	<input type="radio"/>	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	<input type="radio"/>	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	<input type="radio"/>	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	<input type="radio"/>	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みについては、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明確にして毎年確認し、市の人事評価制度を活用している。保育教諭は毎年、自己評価を実施している。園の目標や方針は年度初めの職員会議で周知し、職員は、何を(目標項目)、どの水準まで(目標水準)どのように(達成手段)、いつまでに(次年度に向けて今年度中)を明確にした目標を設定している。本人の申告に沿って園長と教頭による年2回の面談を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○	2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>職員の教育・研修に関して、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明示して職員に周知している。「那覇市保育者育成指標」が策定され、キャリアステージ（養成、採用、基礎、充実、発展、深化、共育）と各ステージの資質・能力が明記されている。研修計画は、園内研修と園内研究、外部研修の計画が作成されている。市や県が開催する職種別やテーマ別研修の受講報告書と資料は、園内研修や回覧により全職員に伝達している。園独自の研修として保育教諭間の園内保育参観を実施し、参観者からの感想やアドバイスがあり、気づきや学びが得られ、資質向上に取り組んでいる。園内研修計画は前年度の評価・反省のもと毎年見直されている。園内研究部を中心に今年度は「指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について」のテーマで年間研究計画を作成して取り組んでいる。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格取得者を認定こども園職員の採用基準としている。園内研究部の反省から今年度は、年度途中に「子どもの人権について」と「保育記録について」を園内研修に追加して実施している。</p> <p>教育・保育計画に「めざす保育教諭像」が明示されているが、研修に関する基本方針と「めざす保育教諭像」の研修計画への追記、及び研修内容やカリキュラムの評価と見直しが望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		<p>職員一人ひとりの教育・研修について、職員の資格取得状況は採用時の履歴書と資格証の提出により市が把握し、毎年園長が確認している。新採用職員は沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講している。新採用職員に対しては、担任2人制を生かして経験豊富な職員との組み合わせや園長や教頭のサポート、及び保育参観等の実施により個別のOJTが行われている。「那覇市保育者育成指標」に基づいて研修が実施され、園長や教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講し、市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修や子育て支援、食育、発達支援等のテーマ別研修を受講している。園務補助員や週休代替保育教諭も「乳幼児の衛生管理」等のオンデマンド研修を受講している。外部研修の案内は職員会議や回覧、職員室への掲示により提供し、職員一人ひとりが研修を受講できるよう、シフトを調整する等の配慮をしている。外部研修の報告書と資料は伝達研修や回覧で職員に周知している。</p>	

項 目			評価 結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	<input type="radio"/>	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	<input type="radio"/>	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	<input type="radio"/>	4	指導者に対する研修を実施している。
	<input type="radio"/>	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント		<p>実習生等の研修・育成については、「実習生受け入れマニュアル」に実習の目的が記載されている。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。実習のプログラムは学校側の実習の手引きを使い、観察実習と部分実習、責任実習が設定されている。今年度は専門学校の実習生と教員の中堅研修を受け入れている。実習生受け入れに際しては、オリエンテーション要項に沿って実施し、守秘義務等の実習心得について誓約書を提出させている。実習指導者（クラス担任）は教育・保育の各種研修を受講している。実習生受入について、園児には実習初日に紹介し、保護者には園だよりや掲示、口頭で周知している。学校側の担当者とは、園長が実習内容についての事前調整をし、実習期間中に学校担当者の訪問があり、必要に応じて電話等で連携している。</p> <p>マニュアルを用いた勉強会等の実施、及び実習記録簿の整備が望まれる。</p>	
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	<input type="radio"/>	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	<input type="radio"/>	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	<input type="radio"/>	4	法人（認定こども園）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（認定こども園）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	<input type="radio"/>	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>運営の透明性については、ホームページに認定こども園の教育目標や教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制については、第三者委員の連絡先も記載されたポスターが掲示されている。玄関に意見箱が設置され、苦情内容や対応について公表するシステムがある。教育保育目標やこども園で行っている活動等を記載したパンフレットは児童館に置いて地域の利用者に提供している。</p> <p>苦情だけでなく相談に対する改善や対応状況の公表、及び地域に対して理念や基本方針、ビジョン等について、明示し説明することが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着 眼 点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
		3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
		4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、那覇市の園務分掌や契約規則等に基づいて運営されている。年度初めの職員会議において事務や経理、取引等に関する資料と、職員の役割を明記した園務分掌が記載された教育保育計画で職員に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査（実地指導）が毎年実施されており、那覇市は中核市として外部監査が導入されている。</p> <p>公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着 眼 点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		<p>子どもと地域との交流については、地域との連携を全体的な計画に位置付け、基本的な考え方が「地域との連携計画」に明示されている。コロナ禍により保護者の立ち入りは玄関までとなっている。そのため、安全マップや近隣の医療機関、子どもかけこみ110番、児童館だより、市の子育て応援ガイド、那覇市子育て支援センター等の便りを玄関周辺に掲示されている。地域の伝統工芸の壺屋焼の講師を招き、壺屋焼の土を使って「面シーサー、コースター作り」を計画に沿って実施し、焼きあがった作品は壺屋焼物博物館に展示している。壺屋焼物博物館やほしぞら公民館のプラネタリウムの見学も実施している。園児が壺屋陶器まつりやつぼやっこまつりに参加する時は、職員が支援している。壺屋自治会や民生委員等から、野菜や花の苗の寄贈があり、民生委員等と園児と一緒に土づくりや苗を植え、栽培のアドバイスをもらい取り組んでいる。「ありがとう集会」に、民生委員等や小学校のPTCA会長、読み聞かせボランティアの司書等も招待し、ムーチャー作りで交流している。子どもや保護者のニーズに応じて、市の子育て支援センター等や地域の子育て相談室等の社会資源を紹介している。コロナ禍以前は絵本の団体貸出利用の活用や地域の未就園児の親子に園庭を開放してシーサークラブで交流している。</p>	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
		4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
コメント		<p>「ボランティア受入れマニュアル」に基本姿勢が明示され、園長を担当者として受け入れ体制を確立している。マニュアルには、受入方法や受入の可否、オリエンテーションの内容、事前説明、誓約書（守秘義務）の提出等が明示されている。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は「職場見学（小）・職場体験（中）・インターンシップ（高）受入れマニュアル」に明記されている。ボランティア受入に際して、オリエンテーションの説明資料を作成している。毎年、地域の民生委員等や地域の若壺会ボランティアの協力による園児の野菜作り体験やムーチー作りを実施し、小学校の司書が読み聞かせを行っている。コロナ禍以前は、職場見学や職場体験、小学校5年生による清掃活動、保護者による読み聞かせを行っていたが、中止している。今年度は、中学生の総合的な学習の一環である「おもちゃフェスティバル」に協力し、園児が中学生の手作りおもちゃで遊び、楽しさを味わう機会が得られている。</p> <p>マニュアルの職員への周知、及びオリエンテーションを実施して誓約書を提出させ、登録や活動記録の作成が望まれる。</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
		5	地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	（認定こども園）家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント		<p>関係機関との連携については、行政機関や近隣の医療機関、緊急時の連絡先等を職員室に掲示している。樋川みらいこども園の子育て支援センター「てい～ら」主催の育児講座や子育て相談の場を提供している。那覇市の子育て応援ガイドや子育て支援センター、つどいの広場、児童館、ほしぞら公民館等の情報を職員間で共有している。「こ小連携年間計画」を作成して園長または教頭が小学校の5役会議に参加し、年2回開催される「保・幼・こ・小連絡協議会」には園長が出席している。「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿について」を「保・幼・こ・小」の共通の課題として合同研修会（接続期カリキュラムを基にした各園の実践事例）を開催し、職員に伝達研修が行われている。発達支援児の支援にあたっては保護者のニーズに応じて特別支援教育関係者会議を開催し、主管課から派遣される心理士による巡回相談と連携している。家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われる園児や地域の子どものについては、市の子育て支援室や児童相談所、要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携が図られている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着 眼 点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		<p>地域の福祉ニーズの把握に関しては、地域の民生委員・児童委員や若壺会ボランティアと交流している。園長や教頭は毎週小学校の5役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に参加している。定期的に「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長が出席している。地域の樋川みらいこども園と連携して子育て支援事業(未就園の親子への園庭、施設開放)を実施し、ポスター掲示等で周知している。</p> <p>子育て支援事業の子育て相談やボランティアで交流している民生委員・児童委員との関りを通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握が望まれる。</p>	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
着 眼 点	○	1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
	○	2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		<p>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、樋川みらいこども園の子育て支援室てい〜らと連携して実施している。年3回、未就園の親子に遊戯室を開放し、子育て相談等の場を提供することを計画に明示し、ポスター掲示等で地域に周知して実施している。地域の活性化やまちづくりへの取組として、壺屋やちむんまつりやつぼやつこまつりに参加している。</p> <p>被災時における福祉的な支援を必要とする住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着 眼 点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
		5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント		<p>子どもを尊重した教育・保育については、倫理綱領を作成し、理念に「・・・安心感の中・・・主体的に活動することを通し・・・」と明記し、基本方針に「子どもの最善の利益」を明示している。「権利擁護マニュアル」を作成し、全国保育士会のセルフチェックリストがある。「那覇市子ども虐待対応マニュアル」を職員室に掲示して職員に周知し、「虐待発見時の対応マニュアル」を作成して子育て支援室や児童相談所、警察署と連携している。職員は「特別支援教育」や「虐待防止、不適切な保育にならない関わり」等の研修を受講している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、月1回程度、必要に応じて4～5歳児合同の「なかよし集会」を開催して「ふわふわ言葉を使ってみよう」と説明し、園児の言葉（だいじょうぶだよ、じょうずだね、こんどあそぼ等）を皆に紹介している。外部研修を受講した職員が「共感的なコミュニケーション」の一覧表を職員室に掲示している。男女混合名簿を作成し、園児の名前は「さん」づけで呼び、小便器を使用については本人に任せる等、性差への先入観による固定的な対応をしない配慮をしている。互いに尊重する心を育てる取組について、「どんな1日？」に「三輪車を漕ぎにくそうにしている4歳児に、5歳児が思わずかけより押している光景」に「異年齢の関りの中で育つ自然な姿が嬉しい」と、写真にコメントを添えて保護者に伝えていることが確認できた。入園のしおりに特別支援教育についても記載し、他の保護者にも説明している。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮について各種マニュアルの周知に向けた勉強会や研修の実施、及びセルフチェックリストの活用等により定期的に状況の把握・評価等を行い必要な対応を図ることが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
着 眼 点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
		2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
		3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>「プライバシー保護マニュアル」を作成し、着替え時は外から見えないようにカーテンを閉め、裸にならないような着替え方を指導して注意を促している。プライベートゾーンについては絵本を活用して「守る、見るのも見られるのもいけない」ことを指導し、内科検診時はTシャツを着用させている。教室の一角には座って本が読めるコーナーが設定され、個室トイレにはドアが設置されている。保護者に園での活動の様子を写真で伝える「どんな1日？」には、「カーテンを閉めて、脱いだらすぐに新しい服を着てプライベートゾーンを人に見せない、触らせない等の内容の支援について伝え、自分で着替えができる援助をしています」とコメントをつけて紹介している。</p> <p>プライバシー保護マニュアルと内科検診実施計画の見直し、及びマニュアルについては研修等による職員への周知、トイレのプライバシーへの配慮についての検討が望まれる。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
着 眼 点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>利用希望者への情報提供については、市や園のホームページ及び園のパンフレット(こども園要覧)で紹介するとともに市の担当部署に入所申込みの案内等の冊子が置かれ、パンフレットは児童館にも置いている。パンフレットはカラー印刷し、「教育・保育目標」や「めざす幼児像」、安全マップ、職員構成や日課、園行事等が記載され、イラストや写真等を用いて分かりやすく工夫されている。利用希望者には園長や教頭が対応し、パンフレットや入園のしおりを用いて説明し、見学希望者には園内外を案内しながら質問等にも個別に対応している。パンフレットと入園のしおりはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>教育・保育の開始・変更時は、重要事項説明書と入園のしおりを配布して読み合わせをしながら説明し、同意を得ている。転入時や保育内容等の変更の場合も、保護者に説明している。入園のしおりは教育保育目標や保育方針、こども園での生活や登園方法、持ち物の準備等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫されている。支援を要する園児の保護者には園長や特別支援コーディネーターが対応している。保護者からの「短い言葉で、メモしてわかりやすく伝えてほしい」との要望には、理解しやすい言葉での説明に努め、メモをして伝えている。外国籍の保護者の場合、英語が話せる職員が同席して説明した事例がある。</p> <p>特に配慮を要する保護者への説明についてのルール化、及び重要事項説明書は運営規程との整合性を図り、苦情対応窓口第三者委員と行政窓口等を追記し、同意書は重要事項説明書とセットで保存することが望まれる。</p>		
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>認定こども園等の変更時の配慮について、転園時は指導要録とスポーツ振興センター加入の可否の引継ぎ文書を転園先に送付している。就学の際は小学校に指導要録の写しを送付している。特別な支援を要する園児については、保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画の写し等を提供している。退園後の相談には園長や担任が担当することを説明し、保護者が気軽に相談できるよう、声かけをしている。</p> <p>教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして手渡すことが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
着 眼 点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント		利用者満足の把握については日々の教育・保育の中で、「子どもが挑戦していた竹馬やフープ遊びができた」時の喜びの様子や帰りの会等で楽しかった事の発表を通して子どもの満足を把握している。保護者には毎年、学校評価に伴う保護者アンケートが実施されている。毎年6月に開催しているPTA総会はコロナ禍で中止となり、報告書が配布されている。中断していた学級懇談会は2月に開催を予定している。保護者アンケートに寄せられた「地域の人の裏門からの出入りが気になる」や「子どもの荷物が多過ぎるので園での保管を」等の意見や要望は、園長を中心に職員と協議して検討し、回答は保護者に報告されている。学校評価や今回の第三者評価の保護者アンケートでは、保護者から90%以上の高い満足度が得られている。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
着 眼 点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
		4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
		5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		<p>苦情解決については苦情受付担当者を園長、苦情解決責任者を主管課の課長とし、第三者委員を2名選任して苦情解決の体制を整備している。玄関前には、園の苦情対応窓口や第三者委員の連絡先を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱を設置し記入用紙が準備されている。保護者には苦情窓口の設置と意見箱の利用を記載した重要事項説明書(入園のしおり)が配布され、定期的に保護者アンケートや個別面談等が実施されている。これまで保護者から苦情の申し出はなく「0件」と公表されている。地域からは、「ミニスコップの置き忘れがあり凶器となるので片づけるように」や「害虫被害の木は倒木の危険性があり除去するように」の声があり、使用後の道具の確認及び倒木の恐れのある木を伐採して害虫を駆除し、園内の安全対策や環境整備に繋げている。</p> <p>電話や口頭等による苦情・相談や保護者以外からの苦情についても受け付けから対応、結果報告までを記録して公表すること望まれる。苦情解決フローチャートへの公表の追記、及び重要事項説明書(入園のしおり)への苦情対応窓口と連絡先の記載が望まれる。</p> <p>地域からの相談・苦情に対して処理結果の公表がされていないため、評価基準によりC評価となる。</p>	

項 目			評価 結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
着眼点	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備については、玄関前に園の苦情相談窓口や第三者委員名の連絡先等が記載されたポスターを掲示し、意見箱が設置されている。玄関内に沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、その横に「秘密厳守での相談も可」と表示し、保護者からの相談窓口は園長・教頭としている。保護者からの意見や相談に対応するスペースとしてプライバシーに配慮し、職員室や絵本室、遊戯室が確保され個別相談に応じている。</p> <p>重要事項説明書（園のしおり）に相談対応窓口や県の運営適正化委員会等の連絡先の追記が望まれる。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○ 1	職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>保護者からの相談や意見については相談苦情対応窓口や意見箱を設置し、「相談・意見等対応マニュアル」が整備されている。職員は送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮している。毎年、学校評価による保護者アンケートを実施し、保護者の意見の把握に努めている。保護者からの相談や意見に対して職員の対応が困難な場合は、園長や教頭に繋ぎ、検討に時間を要する時は状況を説明している。登園しぶり等の課題を持つ園児の保護者とは「おしゃべりノート」の活用や面談等の個別対応に努め、登園につなげた事例がある。発達が気になる子どもの家庭環境や子育ての悩み等の相談にも対応し、相談記録が作成されている。</p> <p>「相談・意見等対応マニュアル」については、こども園の実態に合わせた内容となるよう定期的な見直し、及び公表の追記が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着 眼 点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供について、事故発生時は園長が責任者となり、職員会議で再発防止について検討し周知している。事故発生時の対応と安全確保については、危機管理マニュアルとして「緊急時対応、不審者対応、プール活動・水遊び危機管理」等が整備されている。職員室にヒヤリ・ハットマップや安全マップ、事故発生時や不審者侵入時のフローチャートを掲示し、職員に周知するとともに廊下と職員室にサスマタが備え付けられている。園児の安心と安全を脅かす事例として「送迎車両への子どもの置き去り」や「白玉団子やミニトマトによる誤嚥、窒息事故」等が、国や県等からの報告があり、その都度職員に伝えている。研修は「心肺蘇生法及び救急法」や「てんかん発作時の対応」等が実施されている。毎月1回、安全点検表に沿って各クラス毎に廊下やトイレ、遊戯室等を確認している。職員室や園庭等の戸外は園長と教頭が点検し、クーラーの室外機の落下防止策や配管等の修繕、石垣のハブ対策や樹木の剪定等が行われている。毎朝、園務補助員による砂場や固定遊具の点検が実施されている。園庭は、遮光ネットで熱中対策が施され、鉄棒の下には安全マットが設置されている。夜間は警備会社による巡回が行われている。</p> <p>子どもの安心と安全を脅かす事例について、職員参画の下で要因分析や改善策・再発防止策の検討が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
		3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
	コメント	<p>感染症の予防や発生時の対応についての責任者は園長としている。感染症対応マニュアルや保健計画（感染症の予防・感染症発生時の対応・新型コロナウイルス感染症予防対策等）が整備され、年度初めのオリエンテーションで職員に周知している。「新型コロナウイルス感染症発生時に関するマニュアル」は、県や市の基準変更や改訂に沿って随時見直されている。「入園のしおり」には、子どもの感染症の種類や感染症に罹った場合の登園基準が明示され、保護者に配布されている。感染症対策として消毒チェックリストに沿って毎日、クラス毎にテーブルやドアノブ、玩具等を消毒している。各クラスに嘔吐物処理セットを設置し、職員室には嘔吐物処理の手順書が掲示されている。感染症の予防として登園時に検温カードを提出させ、手洗いを徹底し、トイレ等の床に足の形を貼って間隔をあげ、室内ではマスクを着用させ、給食時はパーテーションを活用し、食後の歯磨きを中止している。感染症の罹患や疑いのある園児は、隔離して保護者の迎えを待つ等の対応をしている。感染症発生時は、感染症名と発生人数を掲示して周知し、保護者にはメールで配信する等により情報を提供している。</p> <p>感染症の予防や安全確保に関する勉強会等の定期的な開催が望まれる。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
	コメント	<p>災害時における安全確保の取組については、消防計画や安全年間計画等で災害時の対応体制を定めて責任者を園長としている。危機管理マニュアルとして「緊急時の行動マニュアル」や「火災、地震（津波）、不審者侵入、災害時の保護者への引き渡しマニュアル」等が作成されている。年間の避難実施計画が作成され毎月、火災や地震を想定した避難訓練を実施し、11月は小学校との合同訓練が実施されている。訓練時は引き渡し連絡カードや園児名簿等を持ち出し、避難後は点呼して人数を確認し、園長に報告している。「那覇市認定こども園における避難情報等、警戒レベル発令時の対応ガイドライン」や災害時における園の第1、第2避難場所を記載した「入園のしおり」を保護者に配布している。災害発生時は保護者に一斉メールを行い、緊急時の保護者への引き渡しカードで対応することになっている。年2回、消防設備の業者点検が実施され、備蓄として5年と10年保存の水とカレーやコンポタージュ、乾パンやフルーツゼリー等、3日分程度が給食センターから配布され、賞味期限表や備蓄リストを作成して職員室で保管している。</p> <p>災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画（BCP）の作成、及び備蓄については、食物アレルギーへの配慮等の検討が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
	コメント	<p>標準的な実施方法（マニュアル）の文書化については、「教育実習生受け入れマニュアル」や「ボランティア・インターンシップ等の受け入れマニュアル」、「危機管理マニュアル」に「事故発生時の対応」や「食物アレルギー対応」等が含まれており、各種対応マニュアルが作成されている。園児の尊重やプライバシー保護等の権利擁護に関して、「壺屋こども園権利擁護マニュアル」や「壺屋こども園倫理綱領」「プライバシー保護マニュアル」「相談・意見等対応マニュアル」が作成され、市として「子どもの虐待対応マニュアル」を整備している。「食物アレルギー対応マニュアル」には、「個人情報についてはプライバシー保護に十分留意する」と園の姿勢が明示されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるよう職員室に設置し、各種マニュアルが記載された教育・保育計画は、全職員に配布し職員間で読み合わせをしている。支援を要する園児については、個別指導計画を作成して支援し、音楽発表会では、個性に応じた楽器の演奏等の対応を行っている。</p> <p>標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの確立が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
	コメント	<p>標準的な実施方法は、園長と教頭、職員が参加する2月の教育課程編成会議において検証し見直すことが定められている。職員は、11月から2月にかけて各自の業務内容を振り返り、教育保育計画の中のマニュアル等の見直しが必要かどうかを確認している。研修計画の作成については、職員の意見を反映して「子どもの人権擁護」や「不適切な保育」、「記録の作成」を随時、計画に追加している。保護者からの保育参観実施の要望には室内参観を屋外での参観に変更して対応し、新型コロナウイルスの感染状況を見据えて開催時期を調整する等の配慮をしている。</p> <p>マニュアルの主旨や園の実態をふまえた検証・見直し、及び必要に応じた指導計画の内容の反映、見直した年月日等の履歴の記載が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	指導計画作成の責任者を設置している。
		2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/>	3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/>	4	(認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	<input type="radio"/>	5	(認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	<input type="radio"/>	6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	7	(認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/>	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	<input type="radio"/>	9	(認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>アセスメントに基づく指導計画の作成については、年間指導計画や月間の指導計画及び週・日案が作成され、指導計画策定の責任者は園長としている。入園や進級時の面接票や児童票等で、これまでの保育状況や生活状況、予防接種歴や既往歴等を把握し、職員会議で協議して情報を共有している。特別な配慮を要する園児は、利用している児童デイサービスの相談員等が参加して合議し、個別の指導計画書を作成して保護者の同意を得ている。指導計画は、全体的な計画の「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を反映して、養護・教育のねらいや内容を作成している。支援困難ケースへの対応として、9時までに連絡がなく欠席している園児の家庭訪問を実施して家族と連携し、登園に繋がった事例がある。指導計画の週・日案は、毎週木曜日の週案会議に園長と教頭、各クラス担任が参加し、週の振り返りを行い、翌週の計画に反映している。作成した指導計画は、特別支援ヘルパー職員にも配布している。</p> <p>週・日案については、週末の反省・評価から翌週の園児の姿として適切に捉えられるよう更なる取組、及び支援を要する園児の項目の追加、12時間開所のこども園として延長保育や一時預かり保育の支援についての追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについて、週案は毎週木曜日に園長と教頭、各クラス担任が参加する週案会議で振り返りや評価を行い、翌週の園児の姿に反映できるよう努めている。月の指導計画は月末の週案会議で反省と評価が行われている。見直した指導計画はヘルパー職員にも配布して情報を共有している。指導計画を緊急に変更する場合は、各教室の黒板に「今日の予定」や「明日の予定」が記載され、園内工事等が入った場合は、急に計画を変更する場合もある。「好きな運動遊びを見つけて挑戦しようとする」のねらいに、ぽっくりやフープ、やっここ等の運動遊具を用意することで子どもが興味を持って進んで取り組んでいる姿から、翌週に「チャレンジ免許証」を導入することで更に運動遊びへの意欲が高まった事例がある。</p> <p>週日案計画の評価・見直しについて一つにまとめることが望まれる。当月の反省事項を翌月の指導計画に反映すること、及び指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
		6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>園児の発達状況や生活状況等は、主管課が定めた統一した様式の指導要録や児童票等に記載されている。支援を要する園児については個別の指導計画が作成され、支援場面の様子や配慮を要すること等を特別支援担当職員が個別日誌に記載している。各クラスの園児については、補助ノートを作成して園児の変化や気づき等を個別に記録するよう努めている。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、クラス担当職員は経験年数に配慮して構成し、指導計画書等の作成時は教頭が確認して園長に提出している。研修報告や市からの情報等の一般的な情報は回覧で周知し、園児や保護者からの相談や情報は、園長と教頭へ報告している。日々の園児の様子は各クラスの引継ぎ簿で共有し、事故発生等の重要な案件は、職員会議で報告している。指導計画は、支援会議や週案会議で情報を共有している。</p> <p>パソコンネットワークを活用した情報の共有が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>記録の管理体制については、こども園の個人情報に関するマニュアルや那覇市の個人情報保護条例及び文書取扱規程で記録の保管と保存、廃棄、情報提供に関する事項を定めている。個人情報の不適切な利用や漏洩への対策として、名簿や児童票、指導要録等の公簿の持ち出しを禁止し、鍵付きのキャビネットで管理している。個人情報の取り扱いについては、職員会議で周知し、個人情報の入った書類の廃棄は、シュレッダーにかけ等の対応をしている。保護者には「入園のしおり」で個人情報の取り扱いについて説明し、ネットシステムを活用したメールでの連絡体制への同意を得ている。</p> <p>園児や保護者の個人情報の取り扱いについては、利用目的を具体的に示して同意を得ることが望まれる。</p>			
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
		3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	<p>権利擁護については、権利擁護マニュアルとして権利条約の中の権利擁護に関する一般原則4項目と4つの権利の合計8項目の権利が明示されている。「那覇市世界にはばたくこどもの街宣言」に、子どもや保護者との約束が謳われている。市の「子ども虐待対応マニュアル」が作成され、内容に初期対応フローチャートや園での1日のチェックポイントが明記されている。倫理綱領とプライバシー保護マニュアルや相談・苦情対応マニュアルが整備され、保護者アンケートで意向の把握もされている。マニュアルに基づいて登園時の視診を実施し、教育・保育時の園児の発言や連絡のない園児の休みへの対応等、具体的に取り組んでいる。要対協発行のポスターを職員室に掲示し、日常的に虐待防止が意識できる対応がされている。職員会議や週案会議等において、気になる子どもの状態や様子を職員間で共有している。園長は「虐待防止について」の研修を受講し、全職員への伝達研修を実施している。</p> <p>権利条約にある8項目の権利の各項目についてどのように取り組むか、その方法等を明示し、職員が理解して取り組めるマニュアル内容の検討、及び権利擁護に関する取組について、保育士会編「不適切な保育チェックリスト」を活用する等、職員による不適切な関わり予防や早期発見に向けて職員が具体的に検討する機会の設定が望まれる。</p>			

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	着眼点	○ 1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
		○ 2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
		○ 3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
		○ 4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
		○ 5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		○ 6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
		○ 7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
		○ 8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
	コメント	<p>全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生・安全管理、食育の推進、子育て支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・関係者評価)、研修計画・学力向上推進計画、安全などで作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に教育課程編成会議で行い、次年度の計画を作成している。</p> <p>保護者に対して指導計画を周知するための説明が望まれる。</p>	
A-2-2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	着眼点	○ 1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		○ 2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		○ 3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		○ 4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		○ 5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		○ 6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備について、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや換気で温度を調整し、空気清浄機が各クラスに設置されている。室内のドアや窓ガラス等は早出の職員が目視で安全点検を行い、遊具は毎日、教育保育終了後に消毒し、清掃等は職員と園児で実施している。安全管理については、安全点検表により室内、固定遊具、その他階段等外の設備を25の項目に基づいて、毎月当番クラスの職員が行っている。家具などは転倒防止等の安全対策が取られている。外遊びの場として広い園庭と雨天後に直ぐ使用できる中庭広場等がある。教室には集団から離れてゆったりくつろげる空間があり、絵本部屋では一人、または友だちと一緒に過ごしたくなるコーナーが設置され、落ち着ける場所となっている。各クラスにゴザが準備され、寝具は週末に家庭で洗濯し、トイレは毎日職員が清掃を行って、清潔を保っている。</p> <p>日々の安全点検の実施、及び小便器の仕切り等プライバシーに配慮した工夫が望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

49 A④ ② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。

a

着眼点

- 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。
- 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

コメント

一人ひとりの園児の状態に応じた教育・保育については、入園面談で、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム等を把握し、学級経営案を作成している。入園や進級時に、新しい環境や人間関係の中で、保育教諭は一人ひとりの発達を理解し、園児が好きな遊びを見つけている。保育教諭と一緒に簡単なゲーム等を遊ぶ中で、園児一人ひとりの良さを言葉で伝え、信頼関係を築き自信につなげている。帰りの会等で、言葉で気持ちを伝える事の大切さを繰り返し伝え、自分の気持ちを表現できるよう支援している。認められる経験を通して自己発揮できるように支援している。花壇の花がなくなったことに気づいて「虫さん来なくなっちゃう」と寂しそうな表情をしている園児に、「次はどんなお花を植えようか」と声掛けすると「そうだね。そしたらまた虫来るね」の会話がある。園児のつぶやきや思いついた事に共感しながら園児が表現しようとすることをよみとる等、園児の欲求や思いに寄り添い、一人ひとりを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。

日々の遊びや活動に意欲的に取り組むことや困り感を持っている園児の支援の工夫等の指導計画への追記に期待したい。

50 A⑤ ③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

着眼点

- 1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- 2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- 3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- 4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- 5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

コメント

基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、入園面談で基本的な生活習慣の達成状況等を把握し、基本的な生活習慣の指導計画では幼児期に身に付けておきたい習慣として「健康や安全に関する習慣や態度」「社会における望ましい習慣や態度」を作成している。月・週案に基本的な生活習慣の項目で身に付けてほしい内容が記録され、園生活の仕方（身の回りの始末やトイレの使い方等）について実際の方法を写真や絵で提示して支援している。保育教諭が一人ひとりの様子を見て褒め、やる気を引き出し、できるようになったら認めて自信を持たせ、身に付くような支援を行っている。夏季や冬季休業後には家庭生活援助アンケートを実施し、園生活のリズムを取り戻す工夫をしている。

基本的な生活習慣の習得に向けて計画の項目の整合性を図り、園児一人ひとりの発達過程や気持ちに配慮した事実に基づいた支援の計画及び記録が望まれる。

項 目

評価
結果

51

項 目			評価 結果	
A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
着 眼 点	○ 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。		
	○ 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。		
	○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。		
	○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。		
	○ 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。		
	○ 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。		
	○ 7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。		
	○ 8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。		
コメント	<p>主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、園庭や教室では指導計画に基づいて、月や季節ごとに複数のコーナーの遊びの環境が整えられている。園児は好きな遊びを見つけて一人で、または気の合う友だちと関わりながら取り組んでいる。玄関や庭先に観察ケースや芋虫図鑑が用意され、昆虫や芋虫を採取し食草などを調べていつでも飼育できる環境が整えられている。調査日に、オオゴマダラの幼虫を「クロちゃん」と呼び手のひらにのせて触り、散歩と言いながら園庭の木々や遊具に這わせて愛着を持って関わる姿が見られた。調査日の数日前に〇〇蝶の羽化を園児同士で観察できたと話していた。ガジュマルやでいご、あこう、桜などの大木や季節の草花、野菜、ハーブなど数十種の植物が栽培され園児が身近な自然に触れ、葉の形や花の色、香りや大きさなどを遊びに取り入れ、不思議さや命の大切さに気付き、発見できる環境がある。廃材や教材を使って自分で工夫し廊下には自分で作った製作物の展示やしまう場があり、作った紙飛行機は一つ一つ牛乳パックに入れて保管している。友だちと一緒に折り方を工夫して作った飛行機を、どのように飛ばした方が良いかなど話し合い、目的地に飛ばすためのルールを決めて取り組んでいる。生活や遊びの場面で子どものつぶやきや気持ちを受け止め、クラスで「ふわふわことば」「ちくちくことば」について共有しながら園児の思いを言葉で表現できるようにし、どのような言葉使いが良いか気づかせる支援をしている。「体を動かして遊ぶ指導計画」を作成し、遊びの中で進んで体を動かすことができるよう、季節ごとに子どもの気持ちや発達に配慮し、「チバリヨーカード」を活用し運動遊びへの関心や意欲を育てている。</p>			
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	コメント		0歳児が在籍していないため評価対象外である。	
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	コメント		3歳未満児が在籍していないため評価対象外である。	

項 目

評価
結果

54

項 目			評価 結果
A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
着 眼 点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>4歳児の入園当初の適切な環境整備については、初めての集団を経験する園児やコロナ禍により家庭保育が主だった園児であったため、保育教諭との信頼関係が構築できるよう支援している。入園前の面接で聞き取った好きな遊びをコーナーに用意し、保育教諭が一人ひとりの遊びの様子を見守り、話を丁寧に聞き、寄り添い、園児が安心できる場となるように支援している。好きな遊びを十分に楽しめるようになった頃合いを見て、同じ遊びをする友だちの様子に気づかせるため、帰りの会などで保育教諭が伝え合うことで友だちの遊びに関心を持ち、友だちと話し合いながら新聞紙で4人が入れるお家作りごっこに発展している。</p> <p>5歳児は新しい環境や自分のやりたい遊びができるように支援している。進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意して集団に慣れにくい園児が落ち着く場となるようにしている。保育者が関わって好きな遊びが見つけれられるようにし、友だちと一緒にすると楽しいと感じられ簡単な集団遊びやリズム遊びを取り入れ、月や季節ごとにコーナーの遊びを変え、好きな遊びに取り組めるように工夫している。友だちの良さを伝え合う場をもち、友だちや友だちの遊びに興味を持てる支援をしている。好きな友だちのグループ活動や遊びを通して、集団の中で友だちと協力して一つのことをやり遂げる協働の遊びや活動に取り組める環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。様々な運動遊びを降園時に保護者へ披露し、運動会のダンスやかけっこ、合唱やカスタネット演奏の音楽発表会、壺屋博物館での焼き物の展示会など、友だちと取り組んだ活動を保護者や小学校、地域に伝えている。</p>		

項 目

評価
結果

55

項 目			評価 結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>障害のある園児が安心して生活できる環境整備と配慮について、特別支援教育経営方針が策定され、特別支援コーディネーターとして教頭が位置づけられている。担任保育教諭以外に特別支援教育ヘルパーが配置され、月1回園内支援委員会を開催し情報や支援の共有が図られている。今年度は支援児が数全クラスに複数在籍し、入園前保育所や児童デイサービスなど関係機関などと連携し計画の策定や支援について情報交換が実施されている。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、半年ごとに保育の振り返りを行い保護者の同意を得ている。特別支援ヘルパーが記録し、日々クラス担任とヘルパーで情報交換を行い、支援の振り返りを行っている。計画に基づいて園児の特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友だちとの関りについて支援や援助が行われている。2人が児童デイサービスを利用している。心理士による巡回指導相談を受け保護者とともに専門のアドバイスを受けている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高めている。保護者からの日々の相談に対応し、就学支援個人面談を実施している。建物設備はバリアフリーで、支援児を受け入れる環境が整備されている。</p> <p>入園のしおりに「特別支援教育」について追記し、週・日案の指導計画に支援児の姿や友だちとの関わり等の記録の整備が望まれる。</p>		

項目			評価結果	
56	A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
		○ 7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
		○ 9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
	コメント	<p>在園時間の異なる園児のための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、コロナ禍において平日は各教室で、土曜日は異年齢集団で過ごしている。延長保育実施計画と一時預かり保育についても作成されている。延長保育は午後6時15分頃～7時30分まで実施し、月2～3人が不定期に利用している。延長時は、園独自でおやつ（アレルギーに対応できるせんべい等）が用意され、パズルや絵本等で遊び、園児が楽しく過ごせるよう配慮されている。4歳児は年間を通して、5歳児は新年度のスタートから夏季休業期間まで昼寝を行っている。登園の早い園児や延長保育利用児の様子については、各クラスで早出・遅出の担当保育教諭が引き継ぎ簿で伝えている。保護者との連携については、口頭でのやり取りや必要に応じて電話などで伝える体制になっている。1号認定園児には、長期休暇中に絵本の貸し出しの利用を呼びかけ、2号認定園児の活動の様子や園内の環境の変化に気づける支援を行っている。休暇後は生活リズムの立て直しができるようアンケートを実施し、在園時間が異なる園児への支援が行われている。1号認定児が14時以降や土曜日、夏季休業日等に利用する一時預かり保育も月に2～3人の利用がある。</p> <p>月や週・日の指導計画に延長保育や一時預かり保育の園児への援助についての記載が望まれる。</p>		
57	A⑪	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	着眼点	○ 1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
		○ 2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 3	保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		○ 5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント	<p>全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校や近隣保育所や幼稚園と接続カリキュラムとして、幼児教育保育施設にはアプローチカリキュラム、小学校にはスタートカリキュラムが作成されて、日常的な交流や行事を通じた交流、園児と児童の交流、職員間の交流などが実践されている。「保育園・幼稚園・こども園・小学校連携教育計画」について小学校の呼びかけで合同会議を開催して確認し、課題等を共有している。保護者が小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てるよう、就学に向けての個人面談や就学支援個別面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた園児の育ちや発達の状況を踏まえてこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
着眼点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		<p>子どもの健康管理について、保健計画や健康教育年間指導計画が作成され、身体測定、健康診断、入園児における健康状態の把握、感染症の予防及び発生時の対応、保険だよりの発行等の内容が明示されている。健康管理マニュアルに基づいて、一人ひとりの園児の健康状況を把握している。日々の状況は、登園時に健康観察シート(検温シート)や視診などで子どもの様子を確認している。37.5℃以上の場合には保護者に連絡して迎えてもらう方針で、受診を促しその結果を把握している。園内でケガをした場合もその状況を保護者に報告するとともに、必要時は受診している。隣接する小学校の体育教師の指導による「体を動かして遊ぶ活動の指導計画」が作成され、計画に基づいて日々子どもたちは園庭でそれぞれの遊びをしている。定期的に発育測定を行い、健康診断と歯科検診、尿検査を年2回実施し、視力検査やぎょう虫検査は年度初めに1回行われている。諸検査の結果は職員に周知し共有されている。入園時や進級時に、既往症やアレルギー疾患、予防接種など、保護者から子どもの健康に関わる情報を得て児童票に記録している。保護者に対して重要事項説明書や入園のしおり、保健便りや園だより等で感染症や慢性の病気及び薬や園内でケガをした場合等における園の方針や取組などが説明されている。</p> <p>健康管理マニュアルについて内容等の追加・見直しが望まれる。 着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>健康診断と歯科検診、尿検査については、嘱託医により年2回実施し、その他の検査(ぎょう虫、視力)を年1回実施し、結果は健康観察簿に記録して園長や教頭、担当職員に周知している。健康診断や歯科検診は、園児が自らの健康な身体づくりに関心を持ち、心身の機能を高めていけることを目的に保健計画が作成されている。虫歯のない園児には「キラキラ賞」を、治療が終わった園児には「がんばり賞」の表彰を行い、歯の大切さを子ども自ら持てるよう支援している。健康診断の結果からアトピーやアレルギー性鼻炎等を持っている園児に対しては、自分で汗の始末ができるように拭きとりや濡れたハンカチを使う等の指導をしている。コロナ禍のため、給食やおやつ後の歯磨きを中止している。検査結果は保護者に通知し、家庭での生活にも活かせるよう伝えている。</p> <p>健康診断や歯科健診の結果を集計分析し、保健計画の見直しや家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されることが望まれる。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
着眼点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの対応については、「こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と「食物アレルギー対応マニュアル」が主管課で作成されている。入園時にアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、卵や小麦粉等のアレルギー疾患、及び喘息やアトピー性皮膚炎等の慢性疾患を持つ園児に対して、医師の診断・指示書のもとに対応している。保護者との連携については、毎月のアレルギー食予定献立表を配布し、その内容を前日及び当日に事前確認している。栄養士の了解を得て、月2回ほど保護者による手作りおやつ(小麦アレルギー対応)を持参する園児がいる。職員は園児のアレルギー反応について熟知し、日々の活動を見守りながら対応している。食事提供時は、アレルギー食予定献立表を全員で確認・周知し、除去食はトレーや食器をピンク色に変え、トレーには子どもの名前を明示して用務員が配膳し、テーブルを別にしてしている。職員は、「こども園における食物アレルギー対応について」等の外部研修を受講し、エビペン使用について伝達研修が行われ共通理解している。今年度はエビペン使用対象の在園がない。アレルギー疾患や慢性疾患等について、他の保護者に対して重要事項説明書や入園のしおりで説明している。</p>	

項 目			評価 結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>全体的な計画に食育の推進が位置付けられ、毎月の指導計画に食育が明示され、食育年間計画を作成して取り組んでいる。栄養士による給食指導計画が作成され、毎月の目標と配慮点が明記されている。食事提供時は音楽を流し、お互いがパーティーを挟んで向き合って和やかな雰囲気ですべてを食べている。特別支援児は、本人のこだわりを受け止めながら職員が支援している。5歳児は小学生と同じ時間内で給食がとれるように、子どもの発達に合わせた援助をしている。給食は市の給食センターから配食され、献立表は赤や黄、緑の食品と食材を区分して表示され玄関先や各教室に掲示している。その日の給食は玄関先に写真を展示している。食器は絵柄のついた耐熱用のメラミン樹脂を使用している。現在は職員が配膳し、献立を紹介するとともに、完食の喜びを味わえるよう食事の量を調整し、カレーなど好きなメニューの場合はおかわりをする園児もいる。苦手なメニューや食材の場合、一口食べてみるよう声かけし、食べることができるようになったら一緒に喜び、保護者にも伝えている。自然環境計画に栽培活動を位置づけ、プランターにネギや玉ねぎ、ジャガイモ、人参、二十日大根等が栽培されている。小学校から借用している野菜畑には、ゴーヤーや人参、インゲン豆、ナス、キュウリ、ピーマン、オクラ等が栽培され、季節ごとの野菜の育ちを観察し、収穫を楽しみにしている。野菜作りに地域の民生委員がボランティアとして長年関わっている。訪問調査日には、間引きした人参や二十日大根が持ち帰り用としてビニールに入れて準備され、保護者も共有できるよう配慮されている。</p> <p>食事はクラス毎に一斉に食べているが、一人ひとりの子どもを尊重した食事の提供（待たせない保育）の検討に期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
62	A⑰	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	<input type="radio"/>	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	<input type="radio"/>	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	<input type="radio"/>	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>食事は、栄養士による献立で市の給食センターからの配食となっている。園児の残食状況やメニューの好き嫌い、食材の硬さや味等、各クラスの職員が記録した給食日誌をもとに毎月、園で給食会議を開催し、結果は栄養士に送信することが決められている。栄養士主催の給食会議に園長が参加することで情報を報告している。給食は各クラスごとに自室で担当職員が対応し、園児一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握して配膳している。園長や教頭が検食し異味異臭や残食量を検食簿に記録している。季節感のある献立として、夏野菜のカレーやひな祭りのちらし飯を提供し、スイカやメロン、柿などの果物を提供している。ゴーヤーチップスの好物な園児が増えている。地域の食文化や行事食として、沖縄そばやトウモロコシ、ムーニー等を提供し、毎月の誕生会では中味汁やイナムルチ、赤飯、クーブリチー等が提供されている。給食搬入時に園児が調理員に対して「今日はおいしかった」などの会話を交わす機会がある。</p> <p>給食センターの栄養士や調理員による給食場面の観察について、年に1回でも栄養士や調理員による子どもとの交流の機会を設けることに期待したい。</p> <p>着眼点7は、給食センターからの配食のため非該当とする。</p>		

A-3 子育て支援

A-3-1) 家庭との緊密な連携

63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	<input type="radio"/>	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	<input type="radio"/>	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント	<p>家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、電話や手紙で伝えることもある。学級開きや個人面談(年2回)、運動会や音楽発表会等の行事を保護者の理解を得る機会としている。園だより、行事予定や指導のねらいが記載されている。家庭との連携(協力願い)として登降園時の持ち物、保育参観や生活リズム等、その月ごとに必要な内容も記載された園だよりはホームページでも公開している。クラスだよりや日々の「どんな一日?」で、園児の姿(活動の様子)を文章や写真で伝え、保護者と園児の成長を共有できる支援をしている。家庭の状況は、入園時の面接資料や指導の記録、個別面談記録等に記載されている。個人面談や保育参観等はコロナ感染症対策を行い、保護者が参加や参観しやすいように日程や時間を工夫している。</p>		

項 目			評価 結果
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	<input type="radio"/>	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 相談内容を適切に記録している。	
	<input type="radio"/>	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント	<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々のお迎え時や個人面談、子育て相談日等で保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園のしおり」に年間行事とは別に子育てに関する悩みを気軽に相談できることも記載して入園説明会で説明している。保護者からの相談窓口は園長と教頭、担任とし、相談内容は職員間で共有している。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や教頭に報告し助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載され結果は職員会議で報告されている。内容によっては市の子育て支援室やこども発達支援センター、放課後児童デイサービスと連携してサービス利用に繋げる等の対応をしている。玄関先には職員が作成した「こそだてはっぴーしゅあ」を掲示し、子育て支援センターやつどいの広場の月便りも保護者の送迎時に見やすい場所に掲示して情報を提供している。子育て支援年間計画を作成して園庭開放を実施し、未就園児の会（シーサークラブ）や保護者との交流、地域の子育て支援センターと連携した子育て相談や育児講演会などが実施されている。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
着 眼 点	<input type="radio"/>	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	<input type="radio"/>	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	<input type="radio"/>	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	<input type="radio"/>	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	<input type="radio"/>	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待予防については、那覇市「子どもの虐待対応マニュアル」の「こども園の1日チェックポイント」を参考に、不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(表情、声、服の汚れ、朝食の状況、身体のアザ、怪我等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。不適切な養育(虐待等)の恐れがある場合は、「虐待マニュアル」としてのフローチャートに基づいて、担任と教頭、園長に報告して対応している。不適切な養育等が気になる場合は、保護者との会話の中で、子育ての不安や不満、悩み事がないかなどを聴き、保護者に寄り添い、個人面談等をしている。虐待防止のポスターを職員室に掲示し、日常的に虐待防止が意識できるよう配慮している。家業が忙しい家庭において子どもへの対応が気になる保護者に対して、お迎えに来た時、「5分でも休んでほしい」と椅子を提供するなどの配慮もしている。不適切な養育(虐待)等が疑われる場合は、子育て支援室や児童相談所等の関係機関と連携している。</p> <p>整備されている「子ども虐待対応マニュアル」に基づく職員研修の毎年の実施が望まれる。</p>	